

		防火対象物の用途	点検結果報告の期間
特定 防火 対象物	1	劇場、映画館、演芸場、観覧場	1 年 に 1 回
	2	公会堂、集会場	
	3	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等	
	4	遊技場、ダンスホール	
	5	ファッションマッサージ、テレクラなどの性風俗営業店舗等	
	6	待合、料理店等	
	7	飲食店	
	8	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、展示場	
	9	旅館、ホテル、宿泊所等	
	10	病院、診療所、助産所	
	11	老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設(母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。)、身体障害者更生援護施設(身体障害者を収容するものに限る。)、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設	
	12	幼稚園、盲学校、ろう学校、養護学校	
	13	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場等	
	14	複合用途防火対象物のうち、その一部が上記1から13の用途に供されているもの	
	15	地下街	
	16	建築物の地階(上記地下街に該当するものを除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(上記1から13の用途に供される部分が存するものに限る)	
非 特定 防火 対象物	17	寄宿舎、下宿、共同住宅	3 年 に 1 回
	18	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校各種学校等	
	19	図書館、博物館、美術学校等	
	20	蒸気浴場、熱気浴場等以外の公衆浴場	
	21	車両の停車場、船舶又は航空機の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。)	
	22	神社、寺院、教会等	
	23	工場、作業場	
	24	映画スタジオ、テレビスタジオ	
	25	自動車車庫、駐車場	
	26	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	
	27	倉庫	
	28	事務所等	
	29	複合用途防火対象物のうち、上記14に該当しないもの	
	30	文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物。	
	31	延長50メートル以上のアーケード	